

○財務省告示第十四号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十三年十二月二十日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十四年一月十一日

財務大臣 安住 淳

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第一百
二 発行の根拠 平成二十三年度における公債の
の法律及びその 発行の特例に関する法律（平成
二十三年法律第六号）第二条
第一項及び東日本大震災からの
復興のための施策を実施するた
めに必要な財源の確保に関する
特別措置法（平成二十三年法律
第六十七号）第六十九条第一項
並びに特別会計に関する法律
（平成十九年法律第二十三号）
第四十六条第一項及び第六十二
条第一項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あつて、価格競争入札において

三 振替法の適
用等

四 発行方法

争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あつて、価格競争入札において

五

方 募

行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 法 入
 及 入 価 ・ 別 債 発 競 札 格 入 決
 び 札 格 第 参 市 行 争 入 発 競 入 定
 国 発 競 I 加 場 入 行 争 の

定められた利率をその利率とし、価格競争入札において、
 価格を募集した各申込みの平均し
 て得られる価格をその発行価格
 とするものによる発行（以下「非
 競争入札」という。）と、
 競争入札と同時に行われる
 であつて、財務大臣が各
 市場特別参加者ごとに発行
 を定めるものによる発行（以下
 「国債市場特別参加者・第 I 非
 価格競争入札」という。）及び
 価格競争入札の募入の決定を
 した後に行われる入札であつ
 て、財務大臣が各市場特別
 参加者ごとに発行（以下「国債
 るものによる発行（以下「国債
 市場特別参加者・第 II 非
 競争入札」という。）

各申込みのうち、応募価格の
 高いものからそのうち、
 応募額を順次割り
 当てる。その応募額を案分
 各申込みの応募額を割り当
 てる。各市場特別参加者ご
 との応募限度額を範囲内
 各市場特別参加者ごとの
 応募限度額を範囲内にお
 いて各申込みの応募額を
 割り当てる。

十 十 十
七 六 五

十
四

十 十
三 二

ロ イ

元 償 償
利 還 還
金 金 期
支 額 限

後 第
の 二
利 期
子 以

初 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価
期 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 発 競 札 格
利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争 発 競
子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 、 入 行 争

日 額 平 る い 日 毎
本 面 成 利 て を 年
銀 金 二 子 、 支 六
行 額 十 八 支 の 期 月
百 円 年 十 日 以 十
に 十 二 前 六 月 間 二
つ 二 月 六 月 間 二
き 百 二 月 間 二
百 円 十 日 属 十
日 属 十

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.4}{100} \times \frac{1}{2}$$

規 下 は 期 た 期 平 年
定 、 、 が 金 と 成 ○
す 次 、 そ の 額 し 、 二 ・
る 号 所 行 支 次 十 四
期 及 翌 休 払 の 年 十 四
日 第 日 業 日 算 六 月 十
に 十 五 日 日 式 月 二 日
つ 五 号 支 支 算 二 日 十
い 十 号 払 払 式 月 日 日
て 五 号 払 払 式 月 日 日
同 十 号 払 払 式 月 日 日
じ 五 号 払 払 式 月 日 日
。 十 号 払 払 式 月 日 日
。 十 号 払 払 式 月 日 日

額 以 額
面 上 面
金 の 金
額 そ 額
百 円 百
円 ぞ 円
に れ 十
つ の 十
き 必 九
百 募 百
円 価 円
二 格 十
十 一 九
一 銭

十 十
九 八

払 者 入 払
込 札 場
期 参 所
日 加

平 財
成 務
二 大
十 臣
三 か
年 ら
十 通
二 知
月 を
二 受
十 け
日 た
者